

# 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定等事務取扱要領

## 第1 目的

農業がその多面的な機能を有し、農業本来の特質である、環境と調和した持続的な生産を将来にわたり行っていくためには、農地の維持増進のための土づくりを十分に行うとともに、良好な営農環境を確保するため、化学肥料や化学農薬の使用の低減を促進することが重要である。

このため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）が制定され、本県としても、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及促進を図るとともに、それに取り組む農業者に対する支援措置を講ずることとする。

法に基づく計画認定等を行うにあたり、法及びそれに関する農林水産省令等に基づくもののほか、この要領により実施するものとする。

## 第2 計画の認定

### 1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の提出

法第4条に基づく認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（別記様式。以下「導入計画」という。）を作成するにあたり、当該計画の対象農地が在する市町村（当該計画の対象農地が2以上の市町村に所在する場合は、対象農地の面積が最も多い市町村）を管轄する農林事務所の経営・普及部門及び地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）と技術的な検討等を経た後、様式第1号により、農林事務所長（以下「所長」という。）へ提出するものとする。

### 2 導入計画の認定

所長は、1により導入計画の提出があったときは、導入計画が法第4条第3項のほか、別に定めるところに基づき適当と認められたときは受理日から30日以内にこれを認定するものとする。

### 3 認定証の交付

所長は、前項により導入計画を認定したときは、速やかに普及センターを経由して認定証（様式第2号）を交付するものとする。

### 4 導入計画の変更等

(1) 前項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、変更計画（別記様式）を作成し、様式第3号により所長に提出して、認定を受けなければならない。

(2) 変更計画の認定については、前項2及び3に準じて行うこととする。

### 5 認定の取り消し

(1) 認定の取り消しを行うにあたっては、所長はあらかじめ知事と協議するものとする。

(2) 所長は、認定農業者が当該認定に係る導入計画（以下「認定導入計画」という。）に従って、持続性の高い農業生産方式の取り組みを行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

### 第3 認定農業者に対する支援

普及センターは、認定希望者に対して導入計画の作成にあたっての指導・助言を行うとともに、認定導入計画の達成を促進するため、市町村や農業協同組合、その他関係団体等と連携して技術指導に努めるものとする。

### 第4 実施状況報告

認定農業者は、別に定める期日までに、様式第4号により所長に導入計画の実施状況について報告するものとする。

### 第5 告 発

- (1) 所長は、認定農業者に対し、第4の報告を求めても報告がない場合もしくは虚偽の報告をした場合は、当該認定農業者を告発することができる。
- (2) 告発を行うにあたっては、あらかじめ知事と協議するものとする。

### 第6 エコファーマーマークの使用

認定農業者は、エコファーマーマークを使用するときは、「茨城県エコファーマーマーク使用規程」に基づく申請を行うものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成12年2月1日から施行する。  
平成15年6月16日一部改正。  
平成17年7月26日一部改正。  
平成21年6月25日一部改正。  
平成22年3月12日一部改正。  
平成23年2月 8日一部改正。  
平成24年9月 6日一部改正。